

相続人関係図

被相続人に関する事項	
お名前	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
死亡年月日	平・令・ 年 月 日
初婚年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	子の有無 有 ・ 無
再婚年月日	明・大・昭・平 年 月 日
	子の有無 有 ・ 無
	明・大・昭・平 年 月 日
	子の有無 有 ・ 無

相続人の範囲
①配偶者は常に相続人になります。
②下記の方が配偶者とともに相続人になります。
●第一順位⇒子 子が死亡している場合は、孫が代襲相続人となります。
●第二順位⇒父母 (第一順位の相続人がいない場合) 父母が死亡している場合で、祖父母が存命であれば、祖父母が相続人となります。
●第三順位⇒兄弟姉妹 (第一、第二順位の相続人ともいない場合) 兄弟姉妹が死亡している場合は、甥姪が代襲相続人となります。

